ACSES ニュースレター_２４７１号（2023 年 3 月 13 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

［1］化学物質関係事故、事件関係
◇「爆発とともに黒煙」カセットボンベ工場で火災　ガス爆発か男性 4 人搬送 1 人重傷　近隣住民など避難　福島・二本松市〈放送報道〉／「警報音後に爆発」　二本松工場火災、見分 13 日以降〈新聞報道〉
◇新潟市の製菓工場で火災　１人がけが、約７０人が避難〈放送報道〉
◇水産加工工場から激しい炎　隣接住宅も全焼　静岡・焼津市　小川港の近くで火事〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・男性が鉄製の柵にもたれかかったら、壊れて用水路に転落…首の骨を折る〈新聞報道〉
［2］危険ドラッグの成分７物質を新たに指定薬物に指定
～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 21 号）〈官報〉
［3］有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について（令和５年１月 30 日基安発 0130 第１号）〈厚生労働省〉
［4］健康安全
◇エコチル調査のデータを用い、妊娠前の食事の質と母体血中重金属濃度および生まれた子どもの低出生体重の関連〈環境省・国立環境研究所（NIES）〉
［5］医薬品
◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 20 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 67 号）〈官報〉
［6］農薬
◇生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第４号）〈官報〉
◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第５号）〈官報〉
◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
［7］食品安全衛生関係
◇食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 15 号）〈官報〉
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 68 号）〈官報〉
◇食品安全関係情報を更新しました（最新 2 週間（令和 5 年 1 月 28 日～2 月 10 日）の海外情報）〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報（化学物質） No. 05（2023）を掲載しました。
〈国立医薬品食品衛生研究所〉
［8］その他省庁発表　　１件
［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　３件
［10］海外の化学物質管理情報
○国際：2 件　　○欧州：18 件　　○米国：10 件　　○スイス：１件　　○オーストラリア：２件
○韓国：１件
［11］その他

初恋草（ハツコイソウ、レシュノルティア）

◇インフルエンザ、感染症関係：２件

[付録]

◇有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について（令和５年１月 30 日基安発 0130 第１号）〈厚生労働省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「爆発とともに黒煙」カセットボンベ工場で火災　ガス爆発か男性４人搬送１人重傷　近隣住民など避難　福島・二本松市

＜テレビュー福島　2023 年 3 月 10 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/371965?display=1

https://news.yahoo.co.jp/articles/18dcca72355c62ef0e93c33922b84e0248e336f1

10 日午後 3 時ごろ、福島県二本松市のカセットボンベ工場でガス爆発が原因とみられる火災が発生し男性 4 人が搬送されました。このうち 1 人はやけどで重傷です。また工場の従業員と周辺住民あわせて約 20 人が避難しています。

警察や消防によりますと、午後2時55分ごろ二本松市でカセットボンベなどを製造する東北東海の従業員から「ガスが爆発して建物火災のようだ」と通報がありました。

これまでに、30 代から 40 代の男性 4 人が病院に搬送されました。4 人は搬送時には意識はあり、このうち 1 人はやけどで重傷、2 人もやけどで重症の可能性があるということです。火災があった工場では卓上用コンロのカセットボンベやライターなどを製造しているということです。

また、建物から山林にも延焼し、建物内には大量のカセットボンベがあるため、現在慎重に消火活動が行われています。

現場は、東北自動車道・二本松インターチェンジから南西に約 1.6 キロ離れた山間部に位置しています。当時目撃した人によりますと午後 3 時前に、爆発音とともに黒煙があがったということです。

また、この火災で東北道の本宮 IC~福島 IC 間が上下線で一時通行止めとなりました。

この爆発火災で二本松市は、工場の半径 500 メートル以内の住民に避難を呼びかけていて、午後 6 時現在で工場の従業員を含め 21 人が近くの住民センターに避難しているということです。

・「警報音後に爆発」　二本松工場火災、見分 13 日以降

＜福島民友　2023 年 3 月 12 日＞　https://www.minyu-net.com/news/news/FM20230312-763503.php

二本松市の東北東海第 1 工場で 10 日に起きた爆発を伴う火災で、従業員が火災直前の状況について「アラームが鳴り、爆発が起きた」と話していることが 11 日、関係者への取材で分かった。卓上用こんろのカセットボンベを製造中、何らかの原因で室内に充満したガスに引火した可能性が高いとみられる。二本松署や安達地方消防本部は 13 日以降、消防科学研究センターなどと合同で実況見分を行い、原因などを詳しく調べる方針。

10 時間後に鎮火

二本松署などによると、火災は 10 日午後 2 時 50 分ごろに出火し、約 10 時間後の 11 日午前 1 時 10 分ごろ鎮火した。30～40 代の男性従業員 4 人が救急搬送され、うち 3 人がやけどで重傷を負った。発生直後の 119 番通報では、従業員が「ガス充填（じゅうてん）室で爆発が起きたようだ」と話していた。同本部によると、2 階建て工場のうち、ガス充填室がある 1 階南西側の燃え方が激しく、同所から工場内に延焼し、1、2 階合わせて 6 千平方メートルほどを焼いたとみられる。

同本部が爆発と延焼の恐れがあるとして工場から半径 500 メートルの 12 世帯、20 人に出していた避難指示は 10 日午後 11 時に解除された。

同署は 11 日、同社関係者から事故発生時の業務体制などを聞いたほか、工場の敷地内への立ち入りを規制した。同本部は再燃防止のために警戒に当たった。

◇新潟市の製菓工場で火災　１人がけが、約７０人が避難

＜テレビ新潟　2023 年 3 月 9 日＞　https://www.teny.co.jp/nnn/news91078dw5kr5y5ms4sx.html
https://news.yahoo.co.jp/articles/a6aa8d505964ae6b3561a0409ec0f73764ade7cd

新潟市で９日、せんべいなどを製造する末広製菓で火災が発生しました。
従業員の１人が手にやけどを負ったということです。
火災が発生したのは新潟市西蒲区西長島の末広製菓です。９日午後１時半前、職員から「工場内に黒煙が充満している」との１１９番通報がありました。
消防車両１６台が出動し、火はおよそ１時間後に消し止められましたが工場の一部が焼けました。
また、消火活動にあたった従業員１人が手にやけどを負いましたが、軽傷だということです。
火災発生当時、工場は稼働していて、消防によりますと約７０人が、避難したということです。警察は出火原因や火元などを調べています。

◇水産加工工場から激しい炎　隣接住宅も全焼　静岡・焼津市　小川港の近くで火事

＜静岡第一テレビ　2023 年 3 月 11 日＞　https://www.tv-sdt.co.jp/news/news112nq06rzw48i0ysug1
https://news.yahoo.co.jp/articles/84babbe7099eea3778fcdda9f7dd877813fa37dd

３月１１日夕方、静岡・焼津市で水産加工工場と住宅合わせて２棟を全焼する火事があった。

こちらは、火が出て間もない頃の映像だ。炎が激しく立ち上っているのがわかる。警察と消防によると１１日午後６時２０分ごろ、焼津市小川の水産加工工場で「建物から出火して黒煙が出ている」と通行人から消防に通報があった。火は工場の２階から出て、この工場と隣接する住宅を全焼し、ほぼ消し止められた状態だ。けが人はいないという。

◇その他の事故、事件

・男性が鉄製の柵にもたれかかったら、壊れて用水路に転落…首の骨を折る

＜読売新聞　2023 年 3 月 12 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20230311-OYT1T50108/

堺市は１０日、同市東区菩提町の農業用水路で、柵が壊れて７０歳代男性が転落、首の骨を折る大けがを負ったと発表した。市が管理する用水路で起きた事故として、市は男性に謝罪した。

市によると７日午前９時４０分頃、男性が鉄製の柵（高さ１・２メートル）にもたれかかった際、片方の支柱が根元から外れ、内側にずれて男性が水路に転落したという。

同様の事故は島根県でも８日に発生しており、もたれた木製の柵が壊れて観光客の女性が川に転落、死亡している。

****

[2] **危険ドラッグの成分７物質を新たに指定薬物に指定**
～指定薬物等を定める省令を公布しました～

＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7fNezlXcXgIDJfBY

厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の７物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和５年３月 20 日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された７物質は、昨日（３月９日）の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。
危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第 15 項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または 300 万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または 500 万円以下の罰金）。

※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第 21 号）

※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については､使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001070013.pdf

新たに指定された指定薬物の名称

［物質１］ 省令名：Ｎ－エチル－Ｎ－メチルトリプタミン
通称等：MET、Methyl ethyl tryptamine
CAS 番号：5599-47-3　＜ACSES 事務局調べ＞

［物質２］ 省令名：Ｎ，Ｎ－ジエチル－７－メチル－４－ペンタノイル－４，６，６ａ，７，８，９－ヘキサヒドロインドロ［４，３－ｆｇ］キノリン－９－カルボキサミド
通称等：1V-LSD
CAS 番号：

［物質３］ 省令名：６ａ，７，８，１０ａ－テトラヒドロ－６，６，９－トリメチル－３－ペンチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ，ｄ］ピラン－１－イル＝アセテート
通称等：THC-O-acetate、THC acetate、Δ9-THC-O、THCO
CAS 番号：23132-17-4　＜ACSES 事務局調べ＞

［物質４］ 省令名：６ａ，７，１０，１０ａ－テトラヒドロ－６，６，９－トリメチル－３－ペンチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ，ｄ］ピラン－１－イル＝アセテート
通称等：THC-O-acetate、THC acetate、Δ8-THC-O、THCO
CAS 番号：23050-54-6　＜ACSES 事務局調べ＞

［物質５］ 省令名：Ｎ－（４－フルオロフェニル）－Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）フラン－２－カルボキサミド
通称等：4F-Furanylfentanyl、para-Fluorofuranylfentanyl
CAS 番号：1802489-71-9　＜ACSES 事務局調べ＞

［物質６］ 省令名：６ａ，７，８，９，１０，１０ａ－ヘキサヒドロ－６，６，９－トリメチル－３－ペンチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ，ｄ］ピラン－１－イル＝アセテート
通称等：HHC-O-acetate、HHC acetate、HHC-O、HHCO
CAS 番号：

［物質７］ 省令名：１－［１－（３－メチルフェニル）シクロヘキシル］ピロリジン
通称等：3-Me-PCPy、3-Methyl rolicyclidine
CAS 番号：1622348-63-3　＜ACSES 事務局調べ＞

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 21 号）

［官報］ 令和５年３月 10 日　特別号外　第 18 号　1～2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230310/20230310t00018/20230310t000180001f.html

○厚生労働省令第 21 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年３月 10 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。第一条医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～七十七　（略） 七十八　（略） 七十九　Ｎ－エチル－Ｎ－メチルトリプタミン及びその塩類 八十　（略） 八十一～百十　（略） 百十一　（略） 百十二　Ｎ・Ｎ－ジエチル－七－メチル－　４－ペンタノイル－４・６・６ａ・７・８・９－ヘキサヒドロインドロ[４・３－ｆｇ]キノリン－九－カルボキサミド及びその塩類 百十三　（略） 百十四～百五十二　（略） 百五十三　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。第一条医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～七十七　（略） 七十八　３－｛２－[エチル（プロピル）アミノ]エチル｝－１Ｈ－インドール－４－イル＝アセテート及びその塩類 （新設） 七十九　Ｎ－エチル－Ｎ－[２－（５－メトキシ－一Ｈ－インドール－３－イル]エチル]プロパン－一－アミン及びその塩類 八十～百九　（略） 百十　Ｎ・Ｎ－ジエチル－７－メチル－４－プロピオニル－４・６・６ａ・７・８・９－ヘキサヒドロインドロ[４・３－ｆｇ]キノリン－９－カルボキサミド及びその塩類 （新設） 百十一　Ｎ・Ｎ－ジエチル－５－メトキシトリプタミン及びその塩類 百十二～百五十　（略） 百五十一　６ａ・７・８・10ａ－テトラヒドロ－６・６・９－トリメチル－３－ヘプチル－６Ｈ－ジベ

	ンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－オール及びその塩類
百五十四　６ａ・７・８・10ａ－テトラヒドロ－六・六・九－トリメチル－３－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－イル＝アセテート及びその塩類	（新設）
百五十五　６ａ・７・８・10ａ－テトラヒドロ－６・６・９－トリメチル－３－ペンチル－６Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－イル＝アセテート及びその塩類	（新設）
百五十六　（略）	百五十二　｛１－［（テトラヒドロピラン－４－イル）メチル］－１Ｈ－インドール－３－イル｝（２・２・３・３－テトラメチルシクロプロパン－１－イル）メタノン及びその塩類
百五十七～二百　（略）	百五十三～百九十六　（略）
二百一　（略）	二百一　（略）
	百九十七　１－（４－フルオロフェニル）－２－（ピペリジン－１－イル）ペンタン－１－オン及びその塩類
二百二　Ｎ－（４－フルオロフェニル）－Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）フラン－２－カルボキサミド及びその塩類	（新設）
二百三　（略）	百九十八　１－（２－フルオロフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類
二百四二～二百三十一　（略）	百九九～二百二十六　（略）
二百三十二　（略）	二百二十七　１－（８－ブロモベンゾ［１・２－ｂ：４・５－ｂ）ジフラン－４－イル）プロパン－２－アミン及びその塩類
二百三十三　６ａ・７・８・９・10・10ａ－ヘキサヒドロ－６・６・９－トリメチル－３－ペンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－イル＝アセテート及びその塩類	（新設）
二百三十四　（略）	二百二十八　６ａ・７・８・９・10・10ａ－ヘキサヒドロ－６・６・９－トリメチル－３－ベンチル－六Ｈ－ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン－１－オール及びその塩類
二百三十五～二百六十六　（略）	二百二十九～二百六十　（略）
二百六十七　（略）	二百六十一　２－［２－メチルピペリジン－２－イル］メチル］－１Ｈ－インドール－３－イル｝（ナフタレン－１－イル）メタノン及びその塩類
二百六十八　１－［１－（３－メチルフェニル）シクロヘキシル］ピロリジン及びその塩類	（新設）
二百六十九　（略）	二百六十二　２－（４－メチルフェニル）－２－（ピペリジン－２－イル）酢酸メチルエステル及びその塩類
二百七十～三百二十七　（略）	二百六十三～三百二十　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

****

[3] 有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について（令和５年１月 30 日基安発 0130 第１号）

＜厚生労働省　2023 年２月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230227K0010.pdf

----＞ *末尾［付録］*

****

[4] *健康安全*

◇エコチル調査のデータを用いた妊娠前の食事の質と母体血中重金属濃度および生まれた子どもの低出生体重の関連

＜環境省　2023 年３月３日＞　https://www.env.go.jp/chemi/ceh/news/page_00016.html

＜国立環境研究所（NIES）　2023 年３月３日＞

https://www.nies.go.jp/whatsnew/2023/20230303/20230303.html

****

[5] *医薬品等*

◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 20 号）

［官報］　令和５年３月 10 日　本紙　第 934 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230310/20230310h00934/20230310h009340002f.html

○厚生労働省令第 20 号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十七条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和５年３月 10 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十四条　病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、医療機器及び再生医療等製品につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。 ２　病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置を講じなければならない。	**第十四条**　病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬品、再生医療等製品及び用具につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。 （新設）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 67 号）

［官報］　令和５年３月９日　本紙　第 933 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230309/20230309h00933/20230309h009330003f.html

（プログラムを用いた医療機器に対する配慮）　（新設）

****

[6] *農薬*

◇生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第４号）

［官報］ 令和５年３月９日　号外　第47号　21～22頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230309/20230309g00047/20230309g000470021f.html

○環境省告示第４号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和５年３月９日　　環境大臣　　西村　明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後

（略）

別表第一　（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３－（４－ブロモフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名メトブロムロン）	31μg/l
(2RS)－2－［４－（４－クロロフェノキシ）－２－（トリフルオロメチル）フェニル］－１－（1H－１，２，４－トリアゾール－１－イル）プロパン－２－オール（別名メフェントリフルコナゾール）	53μg/l

別表第二　（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３－（４－ブロモフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名メトブロムロン）	110mg/kg体重
(2RS)－2－［４－（４－クロロフェノキシ）－２－（トリフルオロメチル）フェニル］－１－（1H－１，２，４－トリアゾール－１－イル）プロパン－２－オール（別名メフェントリフルコナゾール）	120mg/kg体重

別表第三　（第三号関係）

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するも	成虫の単回経口ばく露に関	成虫の反復経口ばく露に関	幼虫の経口ばく露に関する

改　正　前

（略）

別表第一　（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３－（４－ブロモフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名メトブロムロン）	31μg/l
（新規）	

別表第二　（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
３－（４－ブロモフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名メトブロムロン）	110mg/kg体重
（新規）	

別表第三　（第三号関係）

農薬の成分	基準値			
	成虫の接触ばく露に関するも	成虫の単回経口ばく露に関	成虫の反復経口ばく露に関	幼虫の経口ばく露に関する

	の	するもの	するもの	もの
３－（４－ブロモフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名メトブロムロン）	4.0μg/bee	3.4μg/bee	－	0.18μg/bee
(2 RS)－2－［4－(4－タロロフェノキシ）－２－（トリフルオロメチル）フェニル］－1－（1H－1，2，4－トリアゾール－１－イル）プロパン－２－オール（別名メフェントリフルコナゾール）	4.0μg/bee	4.0μg/bee	4.4μg/bee/day	1.4μg/bee

	の	するもの	するもの	もの
３－（４－ブロモフェニル）－１－メトキシ－１－メチル尿素（別名メトブロムロン）	4.0μg/bee	3.4μg/bee	－	0.18μg/bee
（新規）				

◇水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境省告示第５号）

［官報］ 令和５年３月９日　号外　第47号　22～23頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230309/20230309g00047/20230309g000470022f.html

○環境省告示第５号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和５年３月９日　　環境大臣　　西村　明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	
（略）	
農薬の成分	基準値
（略）	

改　正　前	
（略）	
農薬の成分	基準値
（略）	

1-[5-(2-アミノ-5-0-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-4-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニルル) -β-D-アロフランウロノイル] -3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸（別名ポリオキシンA),5- (2-アミノ-5-0-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド) -1, 5-ジデオキシ-1- (1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル) -β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンB), 5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2, 3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンG), 1-［5-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド）-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-メチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸（別名ポリオキシンHK)、5-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド）-1, 5-ジデオキシ-1-（1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-メチル-2, 4-ジオキソピリミジニル）-β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンJ), 1-［-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド）-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸（別名ポリオキシンK), 5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド) -1, 5-ジデオキシ-1-（1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル）-β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンL）及び5-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2, 3-ジデオキシ-L-キ	6.6 mg/ 1	1-[5-(2-アミノ-5-0-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-4-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニルル) -β-D-アロフランウロノイル] -3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸（別名ポリオキシンA),5- (2-アミノ-5-0-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド) -1, 5-ジデオキシ-1- (1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル) -β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンB), 5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2, 3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンG), 1-［5-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド）-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-メチル-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸（別名ポリオキシンHK)、5-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド）-1, 5-ジデオキシ-1-（1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-5-メチル-2, 4-ジオキソピリミジニル）-β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンJ), 1-［-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド）-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸（別名ポリオキシンK), 5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド) -1, 5-ジデオキシ-1-（1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル）-β-D-アロフランウロン酸（別名ポリオキシンL）及び5-（2-アミノ-5-O-カルバモイル-2, 3-ジデオキシ-L-キ	6.6 mg/ 1

シロンアミド）-1, 5-ジデオキシ - １ - (1, 2, 3, 4 - テトラヒドロ - 2, 4 - ジオキソピリミジニル) - β - D - アロフランウロン酸（別名ポリオキシンM）の混合物（別名ポリオキシン複合体）		シロンアミド）-1, 5-ジデオキシ - １ - (1, 2, 3, 4 - テトラヒドロ - 2, 4 - ジオキソピリミジニル) - β - D - アロフランウロン酸（別名ポリオキシンM）の混合物（別名ポリオキシン複合体）	
(RS) - シアノ（４ - フロオロ - ３ - フェノキシフェニル）メチル(1RS, 3RS： 1RS, 3SR) - 3 - (2, 2 - ジクロロビニル) - ２, ２ - ジメチルシクロプロパン - １ - カルボキシラート（別名シフルトリン）	0.061 mg/1	（新規）	
0 - 2, 6 - ジクロロ - p - トリル=0, O - ジメチル=ホスホロチオアート（別名トルクロホスメチル）	0.17 mg/1	（新規）	
(RS) - (2 - クロロフェニル)(４ - クロロフェニル)（ピリミジン - 5 - イル）メタノール（別名フェナリモル）	0.01 mg/1	（新規）	

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 3 月 1 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2023 年 3 月 2 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 15 号）

［官報］　令和 5 年 3 月 9 日　号外　第 47 号　1～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230309/20230309g00047/20230309g000470001f.html

○内閣府令第 15 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改 正する内閣府令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
（任意表示） **第七条**　食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項にあっては、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。 ―省略―

別表第十四(第三条関係)

くるみ　[項を加える]

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
高リシン	１　とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に 掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	とうもろこし
エイコサペンタエン酸(ＥＰＡ)産生	２　１に掲げるものを主な原材料とするもの １　なたねを主な原材料とするもの(上欄に 掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	なたね
ドコサヘキサエン酸(ＤＨＡ)産生	２　１に掲げるものを主な原材料とするもの	

附　則

(施行期日)

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条　この府令の施行の日から令和七年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品(業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働省告示第 68 号）

［官報］　令和５年３月 10 日　号外　第 48 号　65 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230310/20230310g00048/20230310g000480065f.html

安全性審査の手続を経た生物：なたね

◇食品安全関係情報を更新しました（最新２週間（令和５年１月 28 日～２月 10 日）の海外情報）

＜内閣府食品安全委員会　2023 年３月２日＞

https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2023&from_month=1&from_day=28&to=struct&to_year=2023&to_month=2&to_day=10&max=100

◇食品安全情報（化学物質）　No.05（2023)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2023 年３月２日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2023/foodinfo202305c.pdf

****

[8] ***その他省庁発表***

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 391～401 号）

［官報］　令和５年３月 10 日　号外　第 48 号　65～67 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230310/20230310g00048/20230310g000480065f.html

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・「令和４年度 かかりつけ薬剤師・薬局推進指導者協議会」を開催いたします　　３月 17 日

＜厚生労働省　2023 年３月 10 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=6w91w4HvycCwtCh5Y

地域における薬剤師・薬局の機能強化に向けて

・薬事・食品衛生審議会　薬事分科会を開催します　　３月 24 日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0c9i8mngYj4_H8xY
公開案件
〔報告事項〕
１．生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案について
２．医薬品等安全対策部会について
３．先駆け審査指定制度の対象品目の指定の取消しについて
４．生物学的製剤基準の一部改正について
５．基本要件基準の一部改正について
６．血液事業部会について
７．化学物質安全対策部会について
非公開案件
〔報告事項〕
１．各部会からの報告
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　３月１０日
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=IcW_CUslAwp6fo2zY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）その他
****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 623 号　2023 年 3 月 8 日　から＞

〇国際

・Series on Risk Management - Publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/risk-management/workshop-report-flexible-food-grade-plastic-packaging.pdf
リスク管理に関する文書が公開された。
〇No. 76 Workshop Report on Flexible Food-Grade Plastic Packaging
・国連環境計画、ガボン、ジャマイカ、スリランカによる美白製品水銀排除プロジェクトを主導（発表日：2023.02.14）
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=35205

〇欧州

・Fluorinated gas emission reductions to advance EU fight against climate change
＜欧州議会（European Parliament）　2023 年 3 月 1 日＞
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230227IPR76601/fluorinated-gas-emission-reductions-to-advance-eu-fight-against-climate-change
Fluorinated gas 排出削減に関する標記のニュースが掲載された。
・G/TBT/N/EU/954
Draft Commission Implementing Regulation approving sulfur dioxide released from sodium metabisulfite as an active substance for use in biocidal products of product-type 9 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council
＜欧州委員会(EC)　2023 年 2 月 27 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F954
ピロ亜硫酸ナトリウム（sodium metabisulfite）から放出される二酸化イオウを殺生物性製品に使用する活性物質として承認する提案規則について WTO/TBT 通報が掲載された。発効は官報公示後 20 日、意見募集は 2023/04/28 まで。
・Consolidated text: Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (recast) (Text

with EEA relevance)Text with EEA relevance
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 1 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02011L0065-20230301&qid=1677634003013
RoHS 指令に関連して標記の文書が公表された。
・G/TBT/N/EU/957
Draft Commission Delegated Regulation amending Regulation (EC) No 1272/2008 as regards the harmonised classification and labelling of certain substances
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 2 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F957
CLP 規則付属書 IV 改正に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/05/01 まで。
・SCHEER - Draft Agenda of the 4th plenary meeting, Luxembourg, 9 March 2023
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 2 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-draft-agenda-4th-plenary-meeting-luxembourg-9-march-2023-2023-03-02_en
3 月 9 日の SCHEER (Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging) の第 4 回全体会議のアジェンダが公開された。
・G/TBT/N/EU/958
Draft Commission Implementing Decision repealing Implementing Decision (EU) 2022/1486 postponing the expiry date of the approval of acrolein for use in biocidal products of product-type 12
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F958
殺生物性製品に使用する活性物質としての acrolein の承認の有効期限延期の廃止について、WTO/TBT 通報が掲載された。発効は官報公示後 20 日、意見募集は 2023/05/02 まで。
・G/TBT/N/EU/959
Draft Commission Implementing Decision not renewing the approval of acrolein for use in biocidal products of product-type 12 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F959
殺生物性製品に使用する acrolein の承認を更新しないとする提案規則について WTO/TBT 通報が掲載された。発効は官報公示後 20 日、意見募集は 2023/05/02 まで。
・Commission Implementing Decision (EU) 2023/458 of 1 March 2023 on the non-approval of certain active substances for use in biocidal products in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023D0458&qid=1678066433948
殺生物性製品に使用する一部 (附属書で特定される) の既存活性物質の非承認に関する欧州委員会執行決定が官報公示された。
・Commission Implementing Decision (EU) 2023/459 of 2 March 2023 not approving 2,2-Dibromo-2-cyanoacetamide (DBNPA) as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 4 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023D0459&qid=1678063408497
2,2-Dibromo-2-cyanoacetamide (DBNPA)について、殺生物性製品に使用する活性物質として承認しないとする欧州委員会執行決定が官報公示された。発効は官報公示の 20 日後。
・Commission Implementing Decision (EU) 2023/460 of 2 March 2023 postponing the expiry date of the approval of imidacloprid for use in biocidal products of product-type 18 in accordance with Regulation (EU) No 528/2012

of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023D0460&qid=1678066433948
殺生物性製品に使用する既存活性物質として imidacloprid の承認の有効期限を延期する欧州委員会執行決定が官報公示された。
・Commission Communication in the framework of the implementation of Regulation (EC) No 1907/ 2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) (Publication of titles and references of European standards under entry 27 (nickel) of Annex XVII to REACH) (Text with EEA relevance) 2023/C 80/06
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52023XC0303%2803%29&qid=1678062473005
REACH 規制付属書 XVII におけるニッケルに関する内容について官報公示された。
・COMMISSION REGULATION (EU) / amending, for the purpose of its adaptation to technical progress, the Annex to Regulation (EC) No 440/2008 laying down test methods pursuant to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council on the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals
＜欧州委員会(EC)　2023 年 3 月 3 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282023%291099&qid=1678062473005
REACH 規則の試験方法を規定する欧州規則(EC) No 440/2008 の附属書に関して、技術の進歩に適合させるための改正について官報公示された。
〇ニュースリリース　→
https://environment.ec.europa.eu/news/chemical-testing-new-safety-test-methods-approved-2023-03-03_en
〇環境局のニュース　リリース　→
https://environment.ec.europa.eu/publications/commission-regulation-amending-purpose-its-adaptation-technical-progress-annex-regulation-ec-no_en
・Harmonised classification and labelling targeted consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 28 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-targeted-consultations
CLP 規則に基づき、1 物質について特定の標的臓器毒性に対する情報及び意見の募集が開始された。期限は 2023/03/14 まで。
〇WTO/TBT 通報文書（意見募集：2023/04/29 まで）→
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F956
・ECHA updates recommendations to improve REACH registrations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 2 月 28 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/echa-updates-recommendations-to-improve-reach-registrations
REACH 規則に関して、安全性評価における動物実験の回避に重点をおいた勧告について記事が掲載された。
・ECHA Weekly 1 March 2023
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 1 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-257-1
＜REACH＞
〇Webinar: Restriction of per- and polyflueroalkyl substances (PFASs)
PFAS の制限提案に関するウェビナーの開催について（開催日：2023/04/05）
〇Assessment of regulatory needs report published
１物質群の規制ニーズ評価レポートについて
〇New ticketing system for external questions
標記の新規システムについて
＜CLP＞

〇New intentions and proposals to harmonise classification and labelling
新たな１物質の提案意図および１物質の提案書提出について
＜Biocides＞
〇Want to keep using silver adsorbed on silicon dioxide as a preservative?
標記防腐剤の継続使用の希望について（期限：2024/02/28 まで）
・Current Testing Proposals
＜欧州化学品庁(ECHA)　2023 年 3 月 1 日＞
https://www.echa.europa.eu/information-on-chemicals/testing-proposals/current
REACH 規則に関連して、7 物質群 11 件の脊椎動物実験の提案に関する情報提供について掲載された。期限は 2023/04/17 まで。
・ドイツ　ドイツ企業が取り組む環境技術の輸出促進を目的とした助成プログラムを開始（ドイツ／2023.02.14 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 3 月 3 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48948&oversea=1
・ドイツ　2022 年の大気汚染測定暫定結果を公表（ドイツ／2023.02.13 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 3 月 3 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48949&oversea=1

〇米国

・IRIS Program Outlook
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.epa.gov/iris/iris-program-outlook
統合リスク情報システム(IRIS)プログラム Outlook 更新（2023 年 2 月版）が リリースされた。
〇IRIS Program Outlook (Feb 2023)　→
https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-02/IRIS%20Program%20Outlook_Feb%202023.pdf
〇IRIS Assessments　→ https://iris.epa.gov/AtoZ/?list_type=erd
・EPA Announces $21M in Research Grant Funding to Investigate Cumulative Health Impacts of Climate Change on Underserved Communities
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 27 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-21m-research-grant-funding-investigate-cumulative-health-impacts-climate
十分なサービスを受けられていないコミュニティにおける気候変動による健康への影響調査に対する助成金に関するニュースが掲載された。
・EPA Announces Upcoming Virtual Regional Listening Sessions on the PFAS Strategic Roadmap
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 27 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-upcoming-virtual-regional-listening-sessions-pfas-strategic-roadmap
PFAS戦略ロードマップ関するリスニングセッションの開催について公表された。開催は2023/02/28から4月下旬まで。
・Cumulative Risk Assessment; Science Advisory Committee on Chemicals (SACC) Virtual Public Meeting; Notice of Availability and Request for Comment
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/27/2023-03974/cumulative-risk-assessment-science-advisory-committee-on-chemicals-sacc-virtual-public-meeting
TSCA に基づく蓄積リスク評価に関する意見募集について官報公示が掲載された。意見募集は 2023/04/28 まで。The Science Advisory Committee on Chemicals (SACC)の公開バーチャル会合が 2023/05/08～11 に開催される。
・Allocations of Cross-State Air Pollution Rule Allowances From New Unit Set-Asides for 2022 Control Periods
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 27 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/27/2023-03989/allocations-of-cross-state-air-pollution-

rule-allowances-from-new-unit-set-asides-for-2022-control
標記データの公表について官報公示された。異議の受付は 2023/03/29 まで。
・EPA Announces Most Energy-Efficient Manufacturing Plants of 2022
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 2 月 28 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-most-energy-efficient-manufacturing-plants-2022-0
標記のエネルギー効率が高い製造工場が公開された。
・White House Environmental Justice Advisory Council; Notification of Virtual Public Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 1 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/01/2023-04179/white-house-environmental-justice-advisory-council-notification-of-virtual-public-meeting
標記の会合（ハイブリッド開催）について官報公示された。開催日は 2023/03/01。
・EPA Announces Listening Sessions on a Potential CERCLA Enforcement Discretion Policy for Addressing PFAS Contamination at Superfund Sites
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 2 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-listening-sessions-potential-cercla-enforcement-discretion-policy
PFAS 汚染対応措置における責任者の財政的義務に関連する執行方針に焦点をあてた２つの公開リスニングセッションに関するニュースが掲載された。開催日は 2023/03/14 と 3/23。
・Agency Information Collection Activities; Submission to the Office of Management and Budget for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for the Printing and Publishing Industry (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 2 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/02/2023-04216/agency-information-collection-activities-submission-to-the-office-of-management-and-budget-for
印刷出版業界の NESHAP（National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants）に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2023/04/03 まで。
・Small Community Advisory Subcommittee Meeting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2023 年 3 月 2 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/02/2023-04264/small-community-advisory-subcommittee-meeting
標記のバーチャル公開会合の開催が官報公示された。開催日は 2023/03/17。

○スイス

・G/TBT/N/CHE/275
Annex 1.10 of Chemical Risk Reduction Ordinance (ORRChem)
＜スイス連邦　2023 年 3 月 2 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FCHE%2F275
標記の規程に新たに CMR 物質を追加する旨の WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2023/05/01 まで。

○オーストラリア

・Updated Step 6 decision tool helps you complete the categorisation process
＜オーストラリア　2023 年 2 月 27 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/updated-step-6-decision-tool-helps-you-complete-categorisation-process
標記のツールの更新についてニュースが掲載された。
・Australia’s Rotterdam Convention authority notified of chemicals (CAS 608-93-5, 118-74-1)
＜オーストラリア　　2023 年 3 月 3 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/australias-rotterdam-convention-authority-notified-chemicals-cas-608-93-5-118-74-1
2 物質がオーストラリア工業化学品インベントリより削除されたことについて、ロッテルダム条約の指定国家機関に通知された。対象は、1,2,3,4,5-pentachloro- (PeCB)と Benzene, hexachloro- (HCB)。

○韓国

・韓国環境部、環境に配慮したボイラーへの交換に助成金を拠出（韓国／2023.02.14 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2023 年 3 月 2 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48947&oversea=1

****

[11] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・インフルエンザに関する報道発表資料
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9etG1k3ERhobPahY
・インフルエンザの発生状況
＜厚生労働省　2023 年 3 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zdN-7nX8fiIjBVBY

****

[付録]

◇有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について（令和５年１月 30 日基安発 0130 第１号）　*上記 [3] 関係*
＜厚生労働省　2023 年 2 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230227K0010.pdf

基安発 0130 第１号
令和５年１月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安 全 衛 生 部 長

有機溶剤中毒予防規則等に基づく化学物質の管理が一定の
水準にある場合の適用除外の認定制度の運用について

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第４条の２第１項、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。以下「鉛則」という。）第３条の２第１項、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第２条の３第１項及び粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）第３条の２第１項の規定に基づく所轄都道府県労働局長の認定（以下単に「認定」という。）については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和４年５月 31 日付け基発 0531 第９号）の記の第３の７のほか、下記の事項に留意し、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

１ 認定対象
（１）認定は、有機則第４条の２第２項、鉛則第３条の２第２項、特化則第２条の３第２項又は粉じん則第３条の２第２項に基づき申請を行った事業場ごとに行うこと。
（２）認定は、省令ごとに行うこと。
２ 申請書類
申請に必要な書類については、次に掲げる事項に留意すること。なお、当該書類を所轄都道府県労働局長あてに提出する際には、所轄労働基準監督署長を経由する必要があること。
（１）各省令の適用除外認定申請書（有機則様式第１号の２、鉛則様式第１号の２、特化則様式第１号及び粉じん則様式第１号の２）（以下「申請書」という。）及び申請書備考４～６に掲げる書面同時に複数の省令について申請する場合は、申請書の添付書類で共通のものは、重ねて提出させる必要はないこと。

（2）申請事業場に専属の化学物質管理専門家が配置され、当該化学物質管理専門家が以下に掲げる事項を管理していることを証する書面

ア　申請する省令ごとに、当該事業場において取り扱われる全ての規制対象物（有機溶剤、鉛等、特定化学物質及び粉じん。以下同じ。）に係る、リスクアセスメント（有機則、鉛則及び特化則にあっては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の３第１項及び第２項に基づくもの。粉じん則にあっては、法第 28 条の２第１項に基づくもの。以下同じ。）の実施に関すること。

イ　リスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における各省令における規制対象物による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

（3）過去３年間に当該事業場において各省令における規制対象物による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が４日以上の労働災害が発生していないことを証する申立書（この項において、「労働災害」とは、当該労働災害に係る労災認定において発症日が申請日から過去３年間以内のものを含む。）

（4）過去３年間に当該事業場の作業場所について行われた各省令に基づく規制対象物に係る作業環境測定（有機則、鉛則、特化則及び粉じん則に基づき実施したものに限る。）の評価の結果が全て第一管理区分に区分されたことを証する作業環境測定結果証明書（更新においては、過去３年間の当該事業場の作業場所に係る作業環境が第一管理区分に相当する水準にあることを証する書面として、個人ばく露測定の結果による評価結果、作業環境測定の結果による評価結果又は数理モデルによる評価結果等であっても差し支えない。）

（5）有機則、鉛則及び特化則においては、過去３年間に当該事業場の労働者について行われた各省令に基づく特殊健康診断の結果、各省令における規制対象物による異常所見があると認められる労働者が新たに発見されなかったことを証する健康診断結果記録等（有機則様式第３号の２の有機溶剤等健康診断結果報告書、鉛則様式第３号の鉛健康診断結果報告書及び特化則様式第３号の特定化学物質健康診断結果報告書の写し等）。粉じん則においては、過去３年間に当該事業場において常時粉じん作業に従事する労働者について第３条の２第１項第４号の者がいないことを証する健康診断結果記録等（じん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第６号。以下「じん肺則」という。）様式第８号のじん肺健康管理実施状況報告の写しを含む。）。

（6）過去３年間に１回以上、有機則、鉛則及び特化則においては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 34 条の２の８第１項第３号及び第４号に掲げる事項について、粉じん則においては、法第 28 条の２第１項に掲げる事項のうち、安衛則第 34 条の２の８第１項第３号及び第４号に相当する事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において各省令における規制対象物による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められることを示す書面

（7）過去３年間に事業者が当該事業場について法及びこれに基づく命令に違反していないことに係る申立書

（8）その他、所轄都道府県労働局長が必要と認めるもの申請の適正な審査のため、次の書類を追加で提出を求めること。

ア　申請事業場に関する以下の図面等

（ア）申請事業場の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

（イ）機械、設備等の配置を示す図面

（ウ）労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面

（エ）申請する省令ごとに、申請事業場において規制対象物を取り扱う場所を示す図面

イ　申請事業場における作業内容、教育の実施状況（過去３年分）

ウ　化学物質管理者、化学物質管理専門家を含む各級管理者の選任状況、業務分担

エ　関係請負人への情報提供状況

オ　構内下請事業場一覧リスト

3 認定（更新）基準

申請書類等により次の事項のいずれにも適合することが確認できる場合は、適用除外申請を認定するものとする。認定に当たっては、実地調査を行うこと。

（1）申請事業場に専属の化学物質管理専門家の要件等（有機則第４条の２第１項第１号等関係）

ア 以下の条件を満たしていること。

（ア）申請書備考４①に規定する書面により、申請事業場に専属の化学物質管理専門家が、「労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和４年厚生労働省告示第 274 号）及び「粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（令和４年厚生労働省告示第 275 号）（以下両告示をまとめて「専門家告示」という。）に規定する要件を満たしていること。

（イ）申請書備考４②に規定する書面（労働条件通知書、雇用保険適用証明書、雇入通知書又は所属事業者等が発行した人事異動書等）の写しにより、当該化学物質管理専門家が当該事業場に専属であることを確認すること。これらの書面がない場合で、専属であることについての申立書が提出されている場合は、労働条件通知書等を添付できない理由が明記されていること。また、申立書は、申請事業者により作成されたもの又は申請事業者により記載事実に誤りがないことの証明を受けているものである必要があること。

イ 作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じた必要な人数が配置されていること。

（２）申請事業場に属さない化学物質管理専門家の要件（有機則第４条の２第１項第５号等関係）

ア 申請書備考５に規定する書面により、申請事業場に属さない化学物質管理専門家が、専門家告示に規定する要件を満たしていること。

イ 申請書備考６に規定する書面（労働条件通知書、雇用保険適用証明書、雇入通知書又は当該化学物質管理専門家が所属する事業者等が発行した人事異動書等）の写しにより、当該化学物質管理専門家が申請事業場に所属しないことを確認すること。これらの書面がない場合で、申請事業場に所属しないことについての申立書が提出されている場合は、当該申立書は、当該化学物質管理専門家が所属する事業者（個人事業者の場合は、当該化学物質管理専門家）により作成されたもの又は当該事業者により記載事実に誤りがないことの証明を受けているものである必要があること。

（３）リスクアセスメントの実施に係る管理について（有機則第４条の２第１項第１号のイ等関係）

ア 申請事業場において作成している化学物質の管理に関する規程（以下「化学物質管理規程」という。）に相当するものが定められており、次に掲げる事項が規定されていること。また、化学物質管理規程は、安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会において審議された上で決定されている必要があること。なお、労働者数 50 人未満の事業場においては、これらの委員会を設置する義務はないが、安衛則第 577 条の２第 10 項に基づき労働者から意見聴取を行う必要があること。

（ア）化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号）及び危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 18 年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第２号）（以下「リスクアセスメント指針等」という。）によるリスクアセスメントの実施方法

（イ）有機則第４条の２第１項第１号、鉛則第３条の２第１項第１号、特化則第２条の３第１項第１号及び粉じん則第３条の２第１項第１号に定めるところにより、有機則第４条の２第１項第１号イ、鉛則第３条の２第１項第１号イ、特化則第２条の３第１項第１号イ及び粉じん則第３条の２第１項第１号イに規定する事項を化学物質管理専門家に管理させること。

（ウ）安衛則第 12 条の５第３項から第５項までに定めるところにより、化学物質管理者を選任するとともに、同条第１項及び第２項に定める事項を管理させること。

（エ）安衛則第 12 条の６第２項から第４項までに定めるところにより、保護具着用管理責任者を選任するとともに、同条第１項に定める事項を管理させること。

（オ）安衛則第 34 条の２の７第１項及びリスクアセスメント指針等に規定する時期にリスクアセスメントを実施すること。

（カ）安衛則第 34 条の２の８第１項に定めるところによりリスクアセスメントの実施結果の記録を作成し、これを３年間保存するとともに、同条第２項に定める方法により関係労働者に周知すること。また、記録の作成方法として、同条第１項に規定する事項のほか、リスクアセスメント指針等の別紙４「記録の記載例」と同等以上の項目を含む記録の様式が定められていること。

（キ）製造又は取り扱う全てのリスクアセスメント対象物（申請する法令対象のものに限る。）の安全データシート（SDS）を収集すること。

イ 過去３年間、リスクアセスメント指針等に基づくリスクアセスメントが適切に実施されていることを書面及び実地調査で確認すること。

（４）リスクアセスメントの結果に基づく措置等について（有機則第４条の２第１項第１号のロ等関係）

ア 申請事業場において作成している化学物質管理規程に相当するものにおいて、次に掲げる事項が規定されていること。

（ア）リスクアセスメント指針等に基づくリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における化学物質又は粉じんによる労働者の健康障害を予防するため必要な措置の実施方法に関すること。

（イ）有機則第４条の２第１項第１号、鉛則第３条の２第１項第１号、特化則第２条の３第１項第１号及び粉じん則第３条の２第１項第１号に定めるところにより、有機則第４条の２第１項第１号ロ、鉛則第３条の２第１項第１号ロ、特化則第２条の３第１項第１号ロ及び粉じん則第３条の２第１項第１号ロに規定する事項を化学物質管理専門家に管理させること。

（ウ）安衛則第 577 条の２第１項及び第２項の措置その他法第 57 条の３第２項の措置の内容及びその実施に関すること。

（エ）安衛則第 577 条の２第３項から第９項までに定める健康診断の実施等に関すること。

（オ）安衛則第 577 条の２第 10 項に基づく労働者から意見聴取に関すること。

（カ）安衛則第 577 条の２第 11 項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

（キ）安衛則第 577 条の２第１項の措置に関して、衛生委員会での付議に関すること。

（ク）安衛則第 577 条の３に規定する措置の実施に関すること。

（ケ）安衛則第 594 条の２に規定する皮膚等障害化学物質等を使用する際の保護具の使用等に関すること。

（コ）安衛則第 596 条及び第 597 条に規定する保護具の数の確保及び保持等に関すること。

（サ）リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

（シ）安衛則第 97 条の２各項に規定するところにより、がんに罹患した労働者について、所轄都道府県労働局長への必要な事項の報告に関すること。

（ス）（ア）から（シ）に定める事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。

（セ）（ア）から（シ）に定める事項の管理の結果の記録を作成し、３年間保存すること。

イ ア（セ）の記録の確認及び実地調査により、過去３年間について、アに掲げる事項が適切に実施されていることを確認すること。

（５）過去３年間の労働災害発生状況について（有機則第４条の２第１項第２号等関係）

記録の確認及び実地調査により、申請日から過去３年間において当該事業場で各省令における規制対象物による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が４日以上の労働災害が発生しておらず労働者死傷病報告（安衛則様式第 23 号）が提出されていないこと及び当該労働災害に係る労災認定において発症日が申請日から過去３年間以内のものがないことを確認すること。なお、本基準は、当該申請事業場において、申請に係る化学物質又は粉じんによる休業４日以上の労働災害が発生していないことを求める趣旨であることから、当該申請事業場において作業を行っている関係請負人の労働災害の発生状況等も把握し、その結果は、（８）の評価において活用すること。

（６）過去３年間の作業環境測定結果について（有機則第４条の２第１項第３号等関係）

対象作業場の作業環境測定及びその結果等については、次の事項を記録及び実地調査で確認すること。

ア 申請事業場において、申請に係る有機則等において作業環境測定が義務付けられている全ての規制対象物について有機則等の規定に基づき作業環境測定を実施し、作業環境の測定結果に基づく評価が第一管理区分であることを過去３年間維持していること。

イ 作業環境測定は、作業環境測定士が作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）に従って実施したものであること。当該作業環境測定の結果は、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）に従って評価され、対象物に係る評価が全て第一管理区分に区分されていること。なお、当該作業環境測定は、有機溶剤（第一種有機溶剤又は第二種有機溶剤に限る。）、鉛等若しくは特定化学物質（第一類物質又

は第二類物質のうち作業環境評価基準に管理濃度が記載されているものに限る。）が製造され、若しくは取り扱われる屋内作業場、又は常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場で行われているものであること。

ウ 更新における「第一管理区分に相当する水準」の確認は、作業環境測定基準第 10 条第５項等による方法（以下「個人サンプリング法」という。）を含めた作業環境測定の結果、個人ばく露測定の結果又は数理モデルによる解析の結果を作業環境評価基準に準じて評価し、第一管理区分相当であることを年１回以上の頻度で確認すること。なお、数理モデル解析の結果による評価は、解析による濃度が相当低い（第１評価値が管理濃度の半分以下など）場合に限ること。

（７）過去３年間の健康診断結果について（有機則第４条の２第１項第４号等関係）

ア 申請事業場において、申請に係る有機則等において健康診断の実施が義務付けられている全ての規制対象物について、過去３年間の健康診断で新たに異常所見があると認められる労働者が一人もいないことが求められること。また、粉じん則については、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）の規定に基づくじん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理２以上に決定された労働者、又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された労働者が一人もいないことが求められること。なお、安衛則に基づく定期健康診断の項目だけでは、規制対象物による異常所見かどうかの判断が困難であるため、安衛則の定期健康診断における異常所見については、適用除外の要件とはしないこと。

イ 認定に当たっては、労働者名簿や作業記録等により、特殊健康診断の対象となる労働者にもれなく特殊健康診断が実施されていることを確認すること。

ウ 申請日から遡り過去３年分の各申請に係る有機則等に基づく健康診断結果報告書等（有機則様式第３号の２の有機溶剤等健康診断結果報告書、鉛則様式第３号の鉛健康診断結果報告書、特化則様式第３号の特定化学物質健康診断結果報告書、じん肺則様式第８号のじん肺健康管理実施状況報告の写し等）を確認すること。なお、異常所見があると認められる労働者が新たに発見されていないことを確認するため、必要に応じ、健康診断結果の個人票も確認すること。なお、当該申請事業場において作業を行う関係請負人がいる場合は、当該請負人の特殊健康診断の結果報告書についても把握し、その結果は、（８）の評価において活用すること。

（８）申請事業場に属さない化学物質管理専門家による評価について（有機則第４条の２第１項第５号等関係）

ア 客観性を担保する観点から、認定を申請する事業場に属さない化学物質管理専門家から、安衛則第 34 条の２の８第１項第３号及び第４号に掲げるリスクアセスメントの結果やその結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容に対する評価を受けた結果、当該事業場における化学物質による健康障害防止措置が適切に講じられているとする評価書（又は意見書）の提出がなされていること。

イ 評価書には、（３）から（７）までで定める事項の評価が記載され、すべての項目について適切であると評価されている必要があること。

ウ 評価書の記載の確認に加え、実地調査を行い、（３）から（７）までに示す事項が適切に実施されているか確認すること。

エ リスクアセスメント指針等においては、事業場における化学物質等による危険性又は有害性を特定した上でリスクを見積もり、リスク低減措置を実施する趣旨であるから、事業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく必要な措置は、事業場内で作業する関係請負人にも裨益するものである。この趣旨から、（５）及び（７）において、関係請負人において、規制対象物による労働災害が発生し、又は特殊健康診断の有所見者がいる場合、そのような状態であってもなお、申請事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置が適切に行われている旨を事業場外の化学物質管理専門家が評価している場合、その理由を慎重に確認し、当該事業場において、リスクアセスメント結果に基づく必要な措置が適切に講じられていると認められるかを判断する必要があること。

（９）過去３年間の法令違反について（有機則第４条の２第１項第６号等関係）

過去３年間に事業者が当該事業場について法及びこれに基づく命令に違反していないことを要件とするが、軽微な違反まで含む趣旨ではないこと。

なお、軽微な違反には、以下の場合は含まれないことから、過去３年間にこうした事案があった場合に認

定を行わないこと。

○ 法及びそれに基づく命令の違反により送検されている場合

○ 労働基準監督機関から使用停止等命令を受けた場合

○ 労働基準監督機関から違反の是正の勧告を受けたにもかかわらず期限までに是正措置を行わなかった場合

４ 認定（更新）の手続き等

（1）認定（更新）の手続き

ア 認定（更新）に当たっては、当面の間、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課に協議すること。

イ 認定（更新）を行う場合又は認定（更新）を行わない場合の通知の様式は別添によること。

ウ 所轄都道府県労働局は、認定を受けた事業場に係る情報として、認定年月日、認定事業場の名称、認定番号、認定に係る省令の名称等を適切に管理すること。

（2）認定に当たり、別添の別紙の「２ 留意事項」に記載されている次の事項について指導を行うこと。

ア 適用除外の認定を受けた場合でも、以下の対応が必要であること。

（ア） 適用除外の対象とならない、健康診断及び保護具関係の規定は引き続き遵守する必要があること。

（イ）安衛則で定める衛生基準、危険物等に関する規定を遵守すること。

（ウ）作業場外に化学物質を排出する場合は、環境基準を遵守する必要があること。

（エ）局所排気装置等の点検、検査、補修等については、有効性を損なわない頻度で定期的に実施し、実施した場合には記録を作成し、次回更新まで保存しておくことが望ましいこと。

（オ）作業主任者の職務については、作業主任者技能講習の修了者に引き続き職務を行わせることが望ましいこと。その際に「作業主任者」の職名を使わせることは差し支えないこと。

イ 認定は、３年以内に更新が完了しなければ効力を失うので、審査に要する時間を勘案した上で更新申請を行うこと。

ウ 申請書備考４～６に掲げる書面に変更が生じた際は、遅滞なく変更後の書面を所轄都道府県労働局長あてに提出すること。

エ 認定事業場が認定の要件を満たさなくなったときは、有機則第４条の２第６項等の規定に基づき、遅滞なく文書でその旨を所轄都道府県労働局長あてに報告しなければならないこと。なお、本条は法第 100 条第１項を根拠としており、本条違反には罰則が適用されることがあること。

（3）認定事業場が営業譲渡等をする場合の対応

ア 認定を受けた事業者が認定事業場に係るすべての事業を譲り渡し、又は認定を受けた事業者について相続、合併若しくは分割があり、認定事場に係る事業者が別法人となった場合、当該認定は効力を失うため、認定を受けた所轄都道府県労働局長あて速やかに認定通知書を返納すること。

イ 認定を受けた事業者が、認定事業場に係る一部の事業を譲り渡し、又は認定を受けた事業者について相続、合併若しくは分割があった場合で、合併により認定事業場の労働者数がおおむね倍以上になったとき又は譲渡、相続若しくは分割により認定事業場の労働者数がおおむね半分以下になったとき等、有機則第４条の２第７項第３号等に該当するおそれがあると認めるときは、所轄都道府県労働局長は、当該認定事業場に係る事業者に対して、次の事項のいずれかを当該事業者に選択させることを内容とする改善指示を行うこと。

（ア）認定を受けた所轄都道府県労働局長あて認定通知書を返納すること。

（イ）譲渡、相続、合併又は分割後の事業場において申請書を再度提出することにより、譲渡等の前の認定を継承することができる場合があること。ただし、所轄都道府県労働局長は、認定基準を満たしていないと認める場合は、取消処分を行うことがあること。

ウ 認定を受けた事業者が廃業する場合、又は化学物質の取扱い業務がなくなった場合、認定を受けた所轄都道府県労働局長あて速やかに認定通知書を返納すること。

********** 以上 **********